



『新宿力』で創造する  
やすらぎとにぎわいのまち新宿

令和4年第1回区議会定例会  
新宿区長定例記者会見資料  
令和4年2月17日

事業名	育児支援家庭訪問事業(産前産後支援)	予算(案)の概要	61 ページ
予算額	令和4年度予算額 18,922 千円 (前年度予算額 11,677 千円)	(拡充)	
取材先	子ども家庭部児童相談・支援担当副参事 高野 (電話 03-5273-4547)		

育児や家事等の支援を必要とする家庭への援助者  
派遣の利用できる曜日や時間帯を拡大、  
多子家庭や多胎児家庭への支援を拡充し



## 産前産後支援事業の 充実を図ります。

令和4年度から**土日祝日**や**午後8時までの夜間時間帯**の利用を可能とするとともに、多子家庭や多胎児家庭の場合の**利用対象を2歳までに拡大**します。

### 利用できる曜日・時間帯

- 月曜～金曜日  
\*土日祝日及び  
12月29日～1月3日を除く
- 月曜～**日曜日(祝日含む)**  
\*12月29日～1月3日を除く
- 午前9時～午後6時
- 午前9時～**午後8時**

土日祝日の追加

夜間時間の延長

### 利用対象

- 区内在住の妊婦の方  
及び1歳未満の子ども  
を養育している家庭
- 多子家庭(条件あり)や  
多胎児家庭の場合、  
2歳までに支援期間を拡大**

対象拡大

### 産前産後支援事業とは…

育児や家事等の支援を必要とする家庭に援助者(産後ドゥーラ※)またはヘルパー)を派遣し、養育者の精神的・身体的負担を軽減し、産前産後の生活を支援します。  
※産後ドゥーラは、産前産後の母親に寄り添い、母親のためのサポートを行います。利用は生後4か月まで。



### 利用上限時間数及び利用可能期間

すべての家庭で産前産後別の上限時間を廃止。  
上限時間の範囲内で必要な時期に利用可能

対象児 年齢	令和3年度		令和4年度		
	単胎児家庭	多胎児家庭	第1子のみ (きょうだい無)	多子家庭 (きょうだい有)	多胎児家庭 (双子等)
母子手帳 交付 サービス 利用開始 産前	10時間	15時間	40時間	時間増 ●きょうだいが 3歳未満 55時間	時間増
0歳	30時間	45時間		●きょうだいが 3歳以上 40時間	75時間
1歳	—	—	—	新規 ●きょうだいが 4歳未満 20時間 ※	新規 60時間
2歳	—	—	—	新規 ●きょうだいが 4歳未満 20時間 ※	新規 60時間
3歳	—	—	—	—	—

時間は双子の場合、三つ子以上はひとり当たり30時間をプラス

※多子家庭の1歳以上は、対象児童が保育サービス等を利用していないことが条件

「保育サービス等」とは・・・認可保育所、認定こども園、認証保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、定期利用保育事業、緊急一時預かり事業、認可外保育施設利用支援事業、ベビーシッター利用支援事業など、都や国の補助に基づくサービス